自筆証書遺言書保管制度

務 ります。 大局 預

手数料 3.900円で あなたの大切 な遺言書を守

遺言書ほかんガルー

鳥取地方法務局供託課 鳥取地方法務局倉吉支局 鳥取地方法務局米子支局

0857-22-2287

0858-22-4108

0859-22-6161

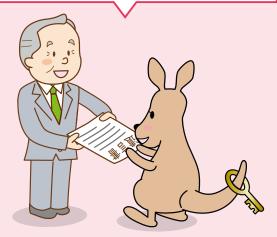
◇制度に関する お問合せは, 法務局のホー ムページまで



http://houmukyoku.moj.go.jp/tottori/

遺言者の手続

遺言書の保管の申請



- 務局にお越しください。
- (1) 自筆証書遺言の方式について 外形的な確認を行います。
- () 遺言の内容についての相談は お受けできません。
- () 遺言者は預けた遺言書の閲覧 や保管の申請の撤回をすること ができます。

保管の申請に必要なもの

- 1 全証書遺言に係る 遺言書
- 申請書※
- (4) 添付書類(本籍及び筆 頭者の記載のある住民 票等)
- (4) 本人確認書類 (マイナ<u>ンバーカー</u>ド・ 運転免許証等)
- (气) 手数料(収入印紙)

※申請書の様式は、法務省HP (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03 00051.html) からダウンロードできます。また、遺言書保管所窓口にも 備え付けられています。



遺言者が亡くなられた後の手続

相続人等は,遺言書の内容 の証明書の請求や遺言書の 閲覧をすることができます。



遺言書が法務局において 保管されていることを、そ の他の相続人等に通知し ます。







相続人等が遺言書情報 証明書の交付を受けた 場合又は遺言書の閲覧 をした場合



検認不要

法務局において保管されている遺言書については、 家庭裁判所での検認が不要となります。



🔇 本制度に係る全ての手続には予約が必要です。